

# かまくら 勤労市民ニュース

令和 8 年(2026 年) 7 月 10 日 No.130  
編集発行 鎌倉市産業課勤労者福祉担当  
〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10  
電 話 0467-61-3853  
e メール [rousei@city.kamakura.kanagawa.jp](mailto:rousei@city.kamakura.kanagawa.jp)  
U R L <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>

## 神奈川県賃金アップ支援金のご案内

神奈川県では、県内に事業所を有する中小企業者等の皆様が、一定の賃金引上げを行った場合に支援金を交付します。ぜひご活用ください。

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                        |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 交付対象事業者            | 県内に事業所を有する中小企業者等                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                        |
| 主な交付要件             | <b>賃上げの実施期間（賃上げの適用日）</b> 令和 8 年 4 月 1 日から 9 月 30 日まで<br><b>交付対象となる従業員</b> 交付対象事業者が雇用する従業員のうち、次の①及び②の条件をいずれも満たすもの<br>①県内事業所に勤務する雇用保険被保険者及びこれに準ずる者<br>②引き上げ前の 1 時間当たりの賃金が 1,500 円未満の者<br><b>賃金の引き上げ</b> 上記「賃上げの実施期間」内に、「交付対象となる従業員」の 1 時間当たりの賃金を「50 円以上」又は「100 円以上」引き上げ、申請日時点で継続していること |                                                                                                                        |
| 従業員 1 人<br>当たりの交付額 | <b>従業員 1 人当たりの交付額</b><br>★1 時間当たりの賃金を 50 円以上引き上げた場合：5 万円<br>★1 時間当たりの賃金を 100 円以上引き上げた場合：10 万円<br><br><b>交付上限額（従業員数）</b>                                                                                                                                                              |                                                                                                                        |
|                    | 引上額                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 交付上限額（交付上限となる従業員数）                                                                                                     |
|                    | 50 円以上                                                                                                                                                                                                                                                                               | 1 事業者当たり 250 万円（従業員 50 人）<br>（加算条件等）複数の事業所を有する事業者は、1 事業所当たりの従業員が 50 人を超えないことを条件に 1 事業所当たり<br><b>最大 1,500 万円（300 名）</b> |
|                    | 100 円以上                                                                                                                                                                                                                                                                              | 1 事業者当たり 500 万円（従業員 50 人）<br>（加算条件等）複数の事業所を有する事業者は、1 事業所当たりの従業員が 50 人を超えないことを条件に 1 事業所当たり<br><b>最大 3,000 万円（300 名）</b> |
| 申請受付期間             | ～令和 8 年 12 月 4 日（金）※原則、電子申請により受付予定<br>予算には限りがありますので、早めの申請をおすすめします。                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                        |
| 申請書類               | 交付申請書兼請求書、雇用保険被保険者証（写）、賃金台帳（写）等（予定）                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                        |

【問合せ先】神奈川県賃金アップ支援金事務局 TEL 050-5810-6950  
〈受付時間〉月～金（土日祝日除く）8 時 30 分～17 時 15 分



神奈川県 HP

# スキルアップセミナー（在職者訓練）のご案内

スキルアップセミナーは、神奈川県が開催する働く人（在職労働者）をサポートする技術講習会です。技術を身につけ、業務の充実・向上にお役立てください！

県立産業技術短期大学校や総合職業技術校等では、主に中小企業等に在職中の方を対象に、様々な専門分野の講座を開催しています。仕事に必要な技術を身につけるために、ぜひご活用ください。あらかじめ設定された講座から選択して受講できる「メニュー型」と、企業や団体の方々のご要望に応じた内容で受講できる「オーダー型」の2種類のスキルアップセミナーを実施しています。

今の仕事をより充実させるため、また、新しい分野の仕事に取り組むため、スキルアップセミナーをぜひご活用ください。

申込み方法や内容等についての詳細はホームページをご覧ください。 ⇒



## ★オーダー型スキルアップセミナーに関して

「どこに相談すればよいか、どのように教育してよいかわからない」といった方は、人材育成支援センターにご連絡ください。

Tel 045-363-1234

## STOP！熱中症クールワークキャンペーン

職場での熱中症により近年は、一年間で約 30 人が亡くなり、約 1,000 人以上が 4 日以上仕事を休んでいます。

職場での熱中症の予防に取り組みましょう！

### 《重点取組期間（7 月）にすべきこと》

- ◆ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ◆ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ◆ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ◆ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ◆ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ◆ 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急車を要請



厚生労働省 HP



環境省熱中症  
予防情報 HP

### 《異常時の対応》

- ◆ あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
  - ◆ 少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡知性や対応手順等に基づき適切に対応
- ※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却
- ※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）



外国人労働者を雇用する事業主の皆さまへ



## 外国人雇用管理指針改正の主なポイント

事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」が、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき定められています。

このたび、本指針が改正され、令和8年6月14日、10月1日、そして令和9年4月1日の三段階で適用となりますので、**職場環境の改善や再就職の支援**に取り組んでください。改正の主なポイントは以下のとおりです。外国人を雇用する事業主が適切な雇用管理等を行うことが重要です。

令和8年6月14日適用内容

- 1 同一労働同一賃金ガイドラインが適用されることに留意しましょう
- 2 外国人労働者の日本語学習支援等に努めましょう
- 3 外国人雇用状況届け出の際に読み取りアプリを活用しましょう



厚生労働省 HP

## 中小企業の皆様、高度外国人材の受入れに関する補助金を利用していますか？ 神奈川県高度外国人材受入支援補助金とは

神奈川県では、海外から中小企業が高度外国人材（技術・人文知識・国際業務又は高度専門職）を採用する際の初期コストに対して補助します。

問合せは神奈川県産業労働局労働部雇用労政課人材確保支援グループ

TEL：045-285-0649

受付時間：平日9時から12時まで／13時から17時まで



神奈川県 HP

外国人材の雇用をサポート

## かながわ外国人材活用支援ステーションのご案内

かながわ外国人材活用支援ステーションは、公益財団法人神奈川産業振興センター（KIP）が運営する公的機関であり、県内中小企業・小規模事業者の外国人材雇用支援を行っております。

相談・マッチング・インターンシップ奨励金・セミナー等の情報発信を行っています。

問合せ 公益財団法人神奈川産業振興センター

国際課かながわ外国人材活用支援ステーション

TEL 045-633-5142



かながわ産業振興センターHP

## ◆中小企業退職金共済制度◆ 事業主の皆様、従業員の福利厚生の実現にご利用ください！

中小企業退職金共済(中退共)制度は、中小企業で働く従業員のための国の退職金制度です。

詳細は、中小企業退職金共済事業本部 ☎03-6907-1234

### 【市の補助制度】

市内の事業主が、中退共制度または鎌倉商工会議所が実施する特定退職金共済制度に新規加入した場合、国の助成に加え、掛金の一部（従業員 1 人当たり月額400円）を加入から3年間補助します。

申請期間…8月3日(月)～31日(月) 産業課勤労者福祉担当 ☎0467-61-3853(直通)

## 各 種 相 談

相談無料・秘密厳守！

鎌倉市では、専門家による労働問題に関する個別相談を無料で行っています。詳しい日時等は、広報かまくらに毎月掲載しています。電話予約の上、お気軽にご利用ください。

※対面での相談となります。体調不良の際は相談をご遠慮ください。（メール労働相談を除く）

予約・申込：鎌倉市 産業課 勤労者福祉担当  
TEL 0467-61-3853（直通）

各種相談詳細は鎌倉市  
HP をご確認ください



### メールによる労働相談

回答まで一週間程度のお時間をいただく場合があります。メールによるご相談は、原則として一回の往復に限ります。労働問題全般にわたり相談に応じます。（社会保険労務士）

### 労働相談

職場での様々な労働問題や年金問題等について相談に応じます。勤労者、雇  
用者どちらでも相談可能です。（社会保険労務士）

### メンタルヘルス相談

職場や労働環境のストレスで悩んでいるご本人や家族、その同僚や雇  
用者の相談に応じます。（シニア産業カウンセラー・精神保健福祉士）

### 就労支援相談

就職活動の進め方、履歴書・職務経歴書の書き方、面接対策等就職活動に関  
する事なら何でも相談に応じます。（キャリアコンサルタント）

毎月3回市役所本庁舎産業課で開催しています。

※【出張相談会】

- ・日 時 7月29日(水) 午後1時30分から午後4時まで
- ・場 所 玉縄支所
- ・予 約 7月28日(火) まで

就労支援相談 HP

